

地区連合自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
地域振興課長

旭区消費生活推進員制度の休止について

1 趣旨

本市では消費生活推進員制度休止の可否について検討してまいりましたが、当面の間は現行通り各区の実情に応じて対応することとなりました。

旭区といたしましては、同制度が既に実施されていない区があることや委嘱委員の活動および推薦に係る地域負担の軽減を早急に進める必要があることから、消費者被害の未然防止を経済局・区・消費生活総合センター等が連携して全市的に取り組んでいくことを前提に、当区における同制度を休止いたします。

つきましては、次期消費生活推進委員の委嘱に係る推薦については依頼いたしませんのでご承知おきください。

2 今後の取り組み（予定）

- (1) 地域に向けた普及啓発 【「くらしナビ」(チラシ) の活用等】
- (2) 幅広い層への普及啓発 【YouTube 広告、SNS 等】
- (3) 経済局・消費生活総合センターから各区役所へチラシ等の啓発物の配布
【区役所から区民へ発信】
- (4) 出前講座や講演会など既存事業の活用
- (5) 関係部門との連携
 - ア 福祉部門：地域ケアプラザとの連携（研修、サロン等での啓発、見守り）
訪問介護事業所や市専門職（社会福祉職、保健師）への情報提供
 - イ 防災部門：「非常時の消費者被害の未然防止啓発リーフレット」を防災拠点で配布予定

3 別添資料

市連会 9 月定例会資料「横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】」

旭区役所地域振興課
担当：石澤・海野
TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】

1 趣旨

消費生活推進員制度は、昭和56年度の制度開始からこれまで、消費者被害防止の啓発や見守り活動等、本市消費者行政の重要な役割を担っていただいています。

一方、単身世帯の増・共働き世帯の増・高齢者の就労機会の増大等によるライフスタイルの変化や消費生活推進員制度が全区で実施されていない現状、そして、デジタル社会の進展等に伴う消費者被害の多様化・複雑化や本市の財政状況等も鑑み、この度、今期（令和6年度末）をもって、消費生活推進員制度の休止を検討しました。

しかし、これまでいただいた様々なご意見を受け、経済局として、再検討した結果、**現時点では、消費生活推進員制度を休止することとはせず、引き続き、各区の実情に応じた運用とすることとします。**

また、消費生活推進員制度を実施されていない区にも消費者問題の情報が速やかに伝わるように取り組めますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

《参考》

■ R2年度 自治会町内会アンケート 「委嘱委員の候補者探し」：
難しい56% やや難しい28% 計84%

■ 現在の消費生活推進員制度 実施状況

【実施区】 鶴見、中、南、港南、旭、磯子、緑、都筑、戸塚、栄、瀬谷
【不実施区】 神奈川、西、金沢、保土ヶ谷、泉、港北、青葉

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長（制度実施区）】 ご承知おきください。

3 今後の横浜市の消費者行政について

消費生活推進員の皆様には、地域に根差した普及啓発や高齢者等の見守りにご尽力いただいていたと感謝しており、引き続きのご協力をお願いします。

消費生活推進員制度の実施・不実施にかかわらず、全市的に一定の水準を確保できるように経済局・区・消費生活総合センター等で連携を密にして、消費者被害の未然防止に取り組んでいきますので、地域の皆様のご協力をお願いします。